

省令

○農林水産省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十七年八月二十四日

農林水産大臣 田澤 吉郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「大東諸島」を「沖大東島」に、「与論島及び久米島」を「北大東島及び南大東島」に改める。

別表二の一の項の地域の欄中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「大東諸島」を「沖大東島」に、「与論島及び久米島」を「北大東島及び南大東島」に改め、同表の二の項の地域の欄中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「大東諸島」を「沖大東島」に、「与論島」を「北大東島及び南大東島」に改め、同表の四の項の地域の欄中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「与論島」を「久米島を除く」、北大東島、南大東島」に改め、同表の五の項の地域の欄中「久米島」を削る。

別表四の一の項の地域の欄及び別表五の一の項の地域の欄中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「大東諸島」を「沖大東島」に、「与論島」を「北大東島及び南大東島」に改める。

附 則

この省令は、昭和五十七年八月二十六日から施行する。